

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	奈良県曽爾村

曽爾村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 曽爾村役場 地域建設課
所 在 地 奈良県宇陀郡曽爾村大字今井4 9 5－1
電 話 番 号 0 7 4 5－9 4－2 1 0 1 (代)
F A X 番 号 0 7 4 5－9 6－2 0 5 3
メールアドレス nourin@vill.soni.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ、イノシシ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	奈良県宇陀郡曽爾村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
シカ	水稻	1.2 万円	2a
	森林被害	200 万円	400a
イノシシ	森林被害	10 万円	20a

(2) 被害の傾向

本村は、ほとんどが山林に覆われている中山間地域で、中央を流れる青蓮寺川沿いの農地を利用し、水稻や雨よけ施設でのほうれん草を中心とし軟弱野菜、トマトの栽培が盛んである。 また、本村全域で実施した金網柵設置や有害鳥獣捕獲等により、農作物被害は減少しているものの、森林被害は後を絶たない。 農作物被害 田畑においては、地区住民により金網柵の補修等を行ってはいるものの、隙間や下をくぐるなどして侵入し、被害が続いている。 森林被害 ニホンジカによる森林の樹皮の剥ぎ取りや食害、イノシシによる法面の崩壊など被害が後を絶たない。
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額(千円)	211.2 万円	170 万円
被害面積(a)	422a	340a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	(猟友会による捕獲) 有害鳥獣捕獲許可による有害鳥獣の捕獲を猟友会に委託して実施。また、有害捕獲実績に対する狩猟者への経費補助も行っている。 (人材育成) 協議会より狩猟者育成のため、狩猟免許新規取得に伴う費用の一部負担を行っている。 (捕獲機材の貸出) 協議会が所有する捕獲檻について、人材育成等を目的に新規狩猟免許者を中心に貸出を行っている。	(猟友会による捕獲) 猟友会員（実施隊も含む）による有害鳥獣の駆除及び実績に基づく経費補助の取組を行ったが、放置森林が増えた事による現状の悪化及び高齢化による現場作業の負担もあることから、なおも森林被害への対応の問題が残る。 (人材育成) 狩猟者育成に伴う狩猟免許新規取得者に対する補助の取組を行ったが、狩猟免許取得者1名のみであり、免許捕獲従事者の高齢化による減少問題が依然と残る状況である。 (捕獲機材の貸出) 新規取得者の人材育成等を目的に捕獲檻の貸出しの取組を行ったが、経年劣化、破損による処分等により捕獲檻の管理等の問題が残る。
防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害防止柵の設置について、村単独の補助などを利用し被害圃場の周囲に侵入防止柵、ネット柵を引き続き設置。侵入防止柵等の周辺の緩衝帯の整備。	村単独による獣害柵に対する補助制度の取組を行ったが、多くは個別の農地が中心であり、団地で設置済みの金網柵等においては、獣害による破損等もあることから今後の再整備も視野に問題が残る。
生息環境管理その他の取組	森林事業において、民家周辺の山林の伐採を行っている。	森林事業において、民家周辺の山林の伐採を行っているが、森林所有者の同意及び財源等の問題が残る。

(5) 今後の取組方針

本村では、防護柵設置により農作物被害が減少したものの、山林被害においては、後を絶たないのが現状である。今後、農地については、防護柵の維持を図るため、維持管理を引き続き継続すると共に、再整備も視野に検討を行う。山林については、森林組合との連携を密にし、効果的に駆除が行えるよう努める。また、里山の整備等により被害の軽減に務める。

今後の方針として

1 個体数調整として、

- ・被害防止対策に係る人材育成として、村広報誌に狩猟免許取得に関する情報を掲載し、免許取得者の拡充を図る。
- ・狩猟者の技術向上をより一層図るとともに、鳥獣被害対策実施隊の対象鳥獣捕獲員による捕獲の強化を図る。
- ・村単独補助による農地被害の減少を図る。

2 被害防除として

- ・現在設置した侵入防止柵等の適切な管理及び再検討を図る。
- ・「地域は地域で守ること」をめざし研修会、勉強会を開催し、課題や情報の共有をより一層図る。
- ・毎月実施の一斉捕獲活動に伴い森林組合との連携を行うと共に被害のある森林に対して集中的に駆除を図る。

3 生息環境管理として

- ・森林整備による里山の間伐の継続。
- ・放任果樹、放任野菜等の除去による取組の継続。
- ・針葉樹の樹種転換の推進。

以上、上記記載項目に従いより一層の実施を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊の設置

実施隊員は、曽爾村全域を対象とした捕獲を実施するため、特段の知識と経験が必要であることから、猟友会曽爾支部会員より被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を任命。

村職員も隊員のサポート等行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度 ～ 8年度	イノシシ シカ	捕獲数増量の為、現在少量にとどまっている食用肉への利用拡大など以下の取組を継続する。 1. 捕獲機材等の購入。

		2. 猟友会会員の育成。 3. 個体数調整への理解及び啓発。 4. その他捕獲数増量に関すること。
--	--	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
森林被害が減少せず、早急に対応するためには個体数調整が効果的である と考える。奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第7次）奈良県イ ノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第5次）を勘案し捕獲計画を立案する。ニ ホンジカは森林被害のこれ以上の拡大阻止を目指して目標頭数を増加、イ ノシシは年度により被害に差があるが、大規模な被害が見られないため現 状の目標を維持することとする。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ	250頭	250頭	250頭
イノシシ	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
捕獲は、ほぼ通年にわたり本村全域において次の方法を用い実施する。 銃、檻、わな。 また、被害が継続する地域においては、ICT などを用いて効率的な捕獲に 取り組むものとする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ イノシシ	既設侵入防止柵の 管理 集落単位での取組 を啓発 被害防止の情報提 供	既設侵入防止柵の 管理 集落単位での取組 を啓発 被害防止の情報提 供	既設侵入防止柵の 管理 集落単位での取組 を啓発 被害防止の情報提 供

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R6年度	シカ イノシシ	啓発・防除方法の指導
R7年度	シカ イノシシ	啓発・防除方法の指導
R8年度	シカ イノシシ	啓発・防除方法の指導

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
桜井警察署	・住民の安全確保
宇陀土木事務所	・道路通行の安全確保
曽爾村	・周辺住民への周知 ・関係機関との連携調整 ・曽爾村鳥獣被害対策実施隊及び猟友会への捕獲依頼
曽爾村鳥獣被害対策実施隊	・対象鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制

通 報 ↓ 曽爾村 → 曽爾村鳥獣被害対策実施隊 ↓ 桜井警察署 宇陀土木事務所

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状無し、利用予定なし
ペットフード	現状無し、利用予定なし
皮革	現状無し、利用予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状無し、利用予定なし

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	曽爾村鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
曽爾村	・計画全体の総括・協議会事務局
(一社) 奈良県猟友会曽爾支部	・有害鳥獣の捕獲
奈良県東部農林振興事務所	・被害防止情報の提供と普及指導
曽爾村農業委員会	・農業者からの意見集約、被害状況把握
曽爾村総代会	・農業者からの意見集約
奈良県農業協同組合曽爾出張所	・被害防止情報の提供と指導
(一財) 曽爾村観光振興公社	・ジビエ料理の普及、商品開発
曽爾村森林組合	・森林被害の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
奈良県農業共済組合 中部支所 宇陀出張所	・農業被害情報の提供
奈良県農業水産振興課	・有害鳥獣捕獲に係る機材の貸出 ・有害鳥獣の生態調査等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の設置

実施隊員は、曽爾村全域を対象とした捕獲を実施するため、特段の知識と経験が必要であることから、奈良県猟友会曽爾支部より被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を任命。

捕獲員としても捕獲を実施する。

鳥獣被害対策実施隊の活動内容

- ①被害防止計画の実施に取り組むため関係機関と連携する。
- ②有害鳥獣駆除活動を曽爾村全域にて行う。
- ③啓発・防除方法の指導を行う。
- ④実施隊員の資質向上を目的とした研修を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

集落が一丸となって鳥獣害対策を実施していける体制づくりを行っていく必要がある。特に、住民が鳥獣害対策を実施する上での、野生鳥獣の習性や効果的な対策を学んでもらい、考え、実践していくきっかけづくりに協力し、近隣市村とも連絡を取り合い、被害状況や対策方法を共有して被害防止に努める。

また、中山間地域等直接支払交付金制度を活用して耕作放棄地の防止等の取組を行うことによって、シカ・イノシシの餌場を減らすことに努める。